

# 消費者教育推進地区便り

第1号 2015.7

南部学区の皆さま、こんにちは

静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

安心して豊かな消費生活をおくるためには、悪質商法の被害に遭わないように、確かな知識や情報が必要であり、消費者教育の重要性が叫ばれています。

そこで、静岡市では平成27年度から消費者教育推進のモデル地区として、「消費者教育推進地区」を設定し、ちらしの配布や戸別訪問などを通して重点的に消費者教育を推進していくことにいたしました。

今年度は、南部学区を消費者教育推進地区として、様々な取組をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



消費生活センターの  
Yさん

こんにちは。  
静岡市生活安心安全課 消費生活センターです。  
皆さんは消費生活センターをご存じですか？

消費生活センターはどこにあって、  
何をしているのですか。



静岡市に越してきたばかりのSさん



静岡市役所静岡庁舎の1階西側と、清水庁舎の2階にあります。  
私たちは消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。  
また、暮らしに役立つ教室やセミナーと、職員が地域に出向いて行う「くらしの出張教室」を開催しています。  
製品の表示が正しくされているかなど、法令に基づく立入検査も実施しています。

くらしの出張教室はどこで行われるのですか。  
どのように申し込みればよいですか。



町内会や自治会、学校などにお伺いします。  
静岡市生活安心安全課にお電話でお申し込みください。  
電話 054-221-1054

# 初めまして。南部学区の消費者教育を 担当する、横山葉子と申します。



私は、静岡市生活安心安全課消費生活センターで消費者教育推進員として、4月から勤務している、横山葉子と申します。

生まれも育ちも静岡市、現在は駿河区在住です。皆様の地区ともゆかりが深く、身近に感じております。

消費者教育は難しいことではありません。皆様が安心して安全な生活が送れるよう、お役に立ちたいと思っています。

## 私の主な仕事は

- ①家庭を訪問し、啓発資料をお配りし、消費者トラブルなどのご相談をお聞きします。
- ②市への意見や要望をお聞きします。
- ③くらしの出張教室を開催します。



# 消費者教育推進地区「南部学区」

## 消費者教育推進員の戸別訪問計画

南部学区の各町内会・自治会からご紹介いただいたお宅を消費者教育推進員の横山が、平成27年度に4回戸別訪問をさせていただきます。

第1回目を下記の日程で訪問させていただきますのでよろしくお願いします。

なお、天候等により訪問日が前後することもあります。ご了承ください。

| 第1回 | 期 間       | 町内会・自治会名 |
|-----|-----------|----------|
|     | 7/6～7/8   | 南八幡町1区   |
|     |           | 南八幡町2区   |
|     | 7/9～7/14  | 中田三・四丁目  |
|     | 7/15～7/17 | 石田一丁目    |
|     | 7/21～7/23 | 石田中      |
|     | 7/24～7/28 | 登呂六丁目    |
|     | 7/29～7/31 | 登呂本町     |

※ 上記の期間の平日の午前9時30分～午後4時30分に訪問する予定です。

| 戸別訪問<br>予定月 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
|             | 7月  | 9月  | 12月 | 2月  |



|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

# 高齢者の消費者トラブル

高齢者を狙った消費者トラブルが多発しています。

静岡市消費生活センターに寄せられる相談では60歳以上の相談が全体の約4割を占めています。

## 「名義を貸して」「代わりに申し込んで」は詐欺です!

突然知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。

数日後に届いたので連絡すると「両親を入居させたい人がいるが、1人分しかないので権利を譲ってほしい。申込書に署名し、代わりに申し込んで」と指示され、申し込みをした。

2日後、その老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われ、怖くなって宅配便で現金を送った。すると老人ホームの監査人と称する人から電話で

「まだ罪が消えていない。貯金はいくらあるか」と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え、さもないとパトカーが行く」と言われた。(70歳代 女性)

「老人ホーム入居権」に関する劇場型勧誘(買え買え詐欺)が依然として続いています。  
不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

困った時は、消費生活センターにご相談ください!

### くらしの安全

#### 事故ニュース

電子レンジの発熱・発火に関するトラブルが相次いでいます。

国民生活センターのテスト結果では、電子レンジ庫内のカバーに食品カスが附着したまま加熱すると、発煙・発火することがあった。また、芋や人参、ゴボウなど水分の少ない野菜も、加熱時に発煙・発火する事故が起きている。対策として、

- ① 電子レンジの掃除をこまめにする。
- ② 自動の加熱設定は定められたもの以外には使用しない。
- ③ 水分の少ない食品は手動の加熱設定で様子を見ながら加熱する。



### ミニ講座 消費者力をつけましょう

#### クーリング・オフ その一

クーリング・オフ制度は、「契約は一方的には解除できない」とする原則の例外であり、クーリング・オフができる取引は、法律や約款に定めがある場合に限りです。

電話勧誘販売はその一つです。

事業者から電話で勧誘を受けた、または電話をかけさせられたことで契約した商品・サービスのすべてが対象になります。契約解除の理由は必要なく、書面受領日を含め8日以内なら一方的に契約解除ができます。(一部適用除外があります。)

契約解除の通知は必ず書面で記録の残る方法で出しましょう。

静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

Tel 054-221-1056 (専門の相談員による相談時間: 平日9時~16時)